

ひとまずギャンブル依存症対策が示され実施される、そのことを「最初のステップ」と評価すべきなのだろうか？ 筆者はこの対策に期待しない。なぜ期待しないのか？ その内容が不十分だからか？ 内容も不十分ながら、ギャンブルが引き起こすもろもろの負の結末に対し、「ギャンブル依存症対策」という問題の捉え方自体に疑問を抱くからである。

依存症対策とは、依存症を患う個人に焦点を置く対策である。本人に何らかの問題、つまりは依存症という「ややこしそうな」病気がある、あるいはその家族に何らかの問題がある、例えば、借金の肩代わりをすることで本人のギャンブルを後押ししている。したがって本人あるいはその家族が「良くなる」必要がある、そういう見方にいきつくのではないだろうか？

「そのどこが問題なの。」と思う人は多いだろう。「だって、ギャンブルに耽っている人がギャンブルを止めるのは、その人の責任でしょ。」「家族だって借金の肩代わりなんてしなければいいじゃない。そんな後押し行動を取るから、本人はギャンブルを続けるのよ。」確かに回復するには、本人が必要な行動を実践しなければならない。家族は何よりも金銭的な肩代わりをやめなければならない。それは本人や家族の責任なのだが・・・。

これまでギャンブルが引き起こす問題への対策に国際的に大きな影響を与えたのは、Reno Model (Blaszczynski et al. 2004) であり、このモデルは *evidence* というよりは、以下のような信条に基づいて構築されたものである。たいていのギャンブラーはギャンブルを楽しむ程度にとどめているが、ごく少数のギャンブラーは問題を持つようになる。ギャンブルをする人には、合理的な判断ができるよう十分な情報が与えられるべきであり、その情報をもとにギャンブルをするかどうかの選択は、個人に委ねられる。さらにギャンブル問題に対しては、行政やギャンブル産業を含めた関係者および機関が協力して対応すべきである。しかしこのモデルは近年、厳しい批判をあびている。情報提供といっても、はまりやすい特徴を意図的に組み込んだギャンブル商品（スロットマシン）についての情報提供はされていな

い。例えば、ニアミスや勝ちと間違う負けがどう組み込まれているのか、消費者には知らされていない（シュール 2018、裁判資料 2018）。商品を提供する産業、それを監督するはずの行政の責任もあまり追求されていない。低所得地域にギャンブルの機会が多く設けられていることにも触れられていない（Livingstone & Rintoul 2020）。Reno Model を痛烈に批判した Hancock & Smith (2017) や Livingstone & Rintoul (2020) は、Reno Model はギャンブラーや地域を犠牲にし、産業と行政の居心地の良い関係のもと、産業の利益を守っている、あるいはギャンブル産業の利益維持のための煙幕になっていると述べている。

Reno Model に代表される対策を問題視するのは筆者だけではない。例えば、イギリスの国家レベルの対策を示す立場にある Responsible Gambling Strategy Board (RGSB と略す) の勧告を見てみよう (2019)。以下、RGSB の勧告をまとめたものである。ちなみに、RGSB は基本枠組みの転換を反映し、ギャンブラーの責任を示唆するような名称から、2019年4月に The Advisory Board for Safer Gambling と名称を変更している (Gambling Commission 2019)。

「問題ギャンブル」とは、主に個人に過ちがあることを示唆する用語である。さらにギャンブルが引き起こす様々な問題を矮小化し捉えることにもなる。ギャンブルが引き起こす害は、本人のみならず、その子どもたち、パートナー、家族、周りの人、地域や社会全体に影響を与えるものであり、問題ギャンブルの有病率をもとに、ギャンブルが引き起こす害の程度を査定するといった、これまでの方法ではギャンブル害の多くを捉えきれないことになる。ギャンブル害の生成に影響を与える要因は多くあり、ギャンブル製品、産業の慣行、宣伝や規制、地域や仲間の間でのギャンブルについての規範や慣行などであり、こういった要因と個々のレベルの要因との相互作用を検討する必要がある。ギャンブル製品のリスクを助長する特徴の規制を含め、ギャンブルが引き起こす害を低減することが、イギリスのギャンブル害対策の新たな目標である。

このような対策の転換は、国レベルではないにしろ、他の地域、例えばオーストラリアのビクトリア州でも見出される。例えば「問題を起こさないようなやり方でギャンブルをしよう」というキャンペーン、Responsible Gambling Awareness Week は、ギャンブル害を意識させる Gambling Harm Awareness Week に名称を変えている (Livingstone & Rintoul 2020)。

ギャンブルがその国の住民に様々な負の影響(害)を及ぼすなら、それは住民の健康や安全の問題である。これに対し、国はどのような役割を果たすべきであろうか。産業やギャンブル製品の規制や対策が、産業の自主性に委ねられる場合、多く採用される規制や対策は実効性があるかどうかかわからない対策である (Hancock & Smith 2017, Livingstone & Rintoul 2020)。冊子の配布やポスター、任意の自己排除(ギャンブラーが自らギャンブル場に入らないよう申請をすること)、ギャンブル場で問題がありそうな客を見極め、相談にのるといったものもある。残念ながら、ギャンブラーの自己排除申請も数は少なく、申請したとしても何らかの問題が生じた後である。さらには自己申請した後でも、ギャンブル場に入りギャンブルをしたりするのはよく見られる。問題のあるギャンブル行動を見定めたところで、そのギャンブラーの支援につながる行動をギャンブル場のスタッフが起こすことはあまり見られない (Hing et al. 2020, Livingstone & Rintoul 2020)。

社会の中でのギャンブル害の低減を目標に国がイニシアチブを発揮したのが、ノルウェーである。街のあちこちに置かれた依存性の強いスロットマシンが様々なギャンブル害を引き起こした時、ノルウェー政府は、民間のスロットマシンの国営化という思い切った手段を取るに至った。数年間の民間事業者との訴訟を経て、民間のスロットマシンは禁止される。政府はマシンの台数制限、ギャンブラーの登録制と勝ち負けの金額の口座での決算(ギャンブル場でのキャッシュレス化)、ギャンブラーが失うことのできる金額限度設定の義務化、リスクの兆候をギャンブラーに事業者が知らせるといったギャンブル行動のモニターなど、様々なギャンブル害低減対策を実施した (Engelb 2017)。

ギャンブルは楽しみだけでなく、害をも引き起こす娯楽であるため、今もって日本では刑法で禁じられており、競馬などは公益のためのギャンブルとして長らく公営で提供されてきた。パチンコはあくまでも遊技である。しかし IR 法案の通過とともに、大規模な民営カジノが登場する可能性が生じてきた。税金や雇用に貢献するとはいうが、民間のギャンブル事業者が事業を展開するのは、利益を上げるためである。問題のないギャンブルは金額の限度でいうと自分の収入の3%までとされている (Hodgins 2019)。ギャンブルをする人皆が自分の収入の3%以内でおさめるとしたら、事業者は利益を上げられるであろうか？ ギャンブル産業の主な利益が、ギャンブラーの負けた金額の総額である以上は、ギャンブルにハマる客はお得意様である。過度なギャンブルの対策に実効性を持たせるなら、事業者はかなり損を被ることになる。そこに本質的な利害の葛藤が存在する限りにおいて、民間事業者は、実効性のあるギャンブル対策を実施するであろうか？

ギャンブル問題が本人や家族、社会の健康と安全に関する問題である限り、国民の安全と健康を守るのは国（公）の役目であり、国が責任を持って社会の中でのギャンブル害を低減させる対策を実施すべきであろう。

参考文献（要旨であるため、参考文献の URL は省略）

- Blaszczynski, A., Ladouceur, R. & Shaffer, H. J. A science-based framework for responsible gambling: the Reno Model. *J Gambling Studies*, Vol. 20(3), 2004
- Engel, J. 責任ギャンリングおよびノルウェーにおける規制の実際。ノルウェー ギャンブル規制局、上級顧問、2017年9月12日（東京における講演会資料）
- ギャンブル等依存症対策推進本部
ギャンブル等依存症対策推進基本計画 2019
- Gambling Commission
Gambling Commission's independent advisory board renamed to reflect sharper focus on safer gambling 2019
- Hancock, L. & Smith, G. Critiquing the Reno Model I-IV: International influence on regulators and governments (2004-2015). *Int. J. Ment. Health and Addiction*,

Vol. 15(6), 2017

Hing, N., Russell, A., Rawat, V. *Responsible Conduct of Gambling Study*. NSW Responsible Gambling Fund 2020

Hodgins, D. *Advising Gamblers: Development of Lower-risk Gambling Guidelines*. SNSUS Conference, Tampere, 2019

Livingstone, C. & Rintoul, A. Moving on from responsible gambling: a new discourse is needed to prevent and minimize harm from gambling. *Public Health*, Vol 184, 2020

日本経済新聞電子版 ギャンブル依存治療に保険適用 厚労省、20年度から
2020年1月6日

RGSB (Responsible Gambling Strategy Board) Board's advice on the National Strategy to Reduce Gambling Harms 2019-2022, 2019

シュール、ナターシャ D. 「デザインされたギャンブル依存症」(日暮雅通
訳) 青土社 2018

裁判資料

Federal Court of Australia. *Guy v Crown Melbourne Limited (No 2)* 2018 FCA 36,
File number: VID 1274 of 2014

(大谷大学教授 社会学・文化人類学)

〈キーワード〉 Reno Model、利害の葛藤、国民の安全

〔編集委員会付記〕

この他の発表題目及び発表者は次の通りである。

幸福とは何か—アリストテレス『ニコマコス倫理学』の幸福論—

大谷大学講師 西尾浩二

見えないものを見る力としての数学的コミュニケーション能力—仏教知識論「無形
象・有形象知識論」における「形象」と「所知性」—

大谷大学教授 江森英世

生み出される「公」の水—伝統中国の水をめぐる認識とその変容—

大谷大学准教授 井黒 忍

これらの発表内容は今号以降の『大谷学報』に論文として掲載予定である。